

資料3

平成24年度第3回推進本部会議 審議・報告・その他

提出日：平成24年4月26日

担当部・課：震災復興部基盤整備課〔内線5615〕

① 件名
集団移転に係る住宅再建相談会について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
石巻市震災復興計画に基づき、集団移転を推進するため、移転への意向、災害公営住宅への入居や従前地の買取り希望の確認など、被災者の将来設計に資するとともに、各事業の必要規模などを把握し、着実に整備することを目的とする。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 東日本大震災復興特別区域法 【〔震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け：(有)・無】 又は 【個別計画との整合性】】 石巻市震災復興基本計画 第5章 重点プロジェクト 2 住宅再建復興プロジェクト</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
本庁及び各総合支所において、防災集団移転促進事業等の住民説明会やアンケート調査を実施している。
⑤ 主な内容
<p>1 対象 (1) 被災市街地復興推進地域内の非可住となる区域（高盛土道路等も含む。）に震災時（平成23年3月11日）に居住していた世帯 (2) 上記区域の土地所有者</p> <p>2 相談項目 (1) 世帯の状況について (2) 今後の住まいについて (3) 従前の住宅用地の買取りについて (4) 移転先の住宅団地について (5) 災害公営住宅について</p> <p>3 相談方法等 (1) 相談方法 個別面談方式 (2) 実施期間等 平成24年5月28日（月）から6月30日（土）までの34日間 平日（月～金）：午前9時から午後7時まで 休日（土・日）：午前9時から午後5時まで (3) 実施場所 石巻市総合運動場、向陽地区コミュニティ・センター、渡波小学校体育館 ほか</p> <p>4 その他 本庁（半島部除く。）以外の相談会の実施について ・雄勝地区及び牡鹿地区並びに本庁半島部については、今回の相談会と合わせ開催する。 ・北上地区については、既に実施済みである。 ・河北地区については、今後、地区説明会を実施した後、相談会を開催する。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

・市民への効果

防災集団移転促進事業における住宅再建に係る支援制度等の情報を提供することにより、被災者の生活再建のための将来設計に寄与する。（対象件数：約3,600件）

・市行財政の効果

なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

仙台市、東松島市及び山元町で個別相談等を実施している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

被災者の意向を整理し、防災集団移転促進事業を推進する。

<今後の予定>

5月下旬～6月 集団移転に係る住宅再建相談会（今回）

7月～9月上旬 移転計画(案)の作成

9月～10月 防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業に係る相談会

⑨ その他

石巻市 住宅再建相談会 実施要領

1. 目的

石巻市震災復興計画に基づき、集団移転を推進するため、移転への意向、災害公営住宅への入居や従前地の買取り希望の確認など、被災者の将来設計に資するとともに、各事業の必要規模などを把握し、着実に整備することを目的とする。

2. 対象

以下の(1)又は(2)に該当する方

- (1) 被災市街地復興推進地域の非可住となる区域（高盛土道路等も含む。）に、震災時（平成23年3月11日）居住していた世帯
- (2) 上記区域の土地所有者

3. 相談項目

- (1) 世帯の状況について
- (2) 今後の住まいについて
- (3) 従前の住宅用地の買取りについて
- (4) 移転先の住宅団地について
- (5) 災害公営住宅団地について

※ 震災時に当該区域に居住していなかった方（土地のみ所有していた方）や土地を所有していない方（アパート等に住んでいた方）などについては、質問・回答項目を誘導し対応する。

4. 相談方法

(1) 周知方法

- ① 郵送（調査票等を同封）
- ② 市報（震災特集号：5月15日号）
- ③ 石巻市HP
- ④ 新聞掲載（記事依頼で対応）

※ ②～④については、周知のみとし、調査票の掲載やダウンロード設定は行わない。
案内が届いてない場合は、連絡をいただき直接郵送で対応する。

(2) 相談方法

個別面談方式

- ・事前配布した調査票等を持参していただき、チェックリストに従い意向を確認する。
- ・土地のみを所有する方や遠隔地の居住者については、郵送で調査票を返送していただき、相談期間終了後、電話にて確認する。

(3) 実施期間等

平成24年5月28日（月）～平成24年6月30日（土）

平日（月～金） 午前9時から午後7時まで

休日（土・日） 午前9時から午後5時まで

※ 詳細は別紙のとおり

(4) 実施場所

石巻市総合運動公園

向陽地区コミュニティ・センター

渡波小学校体育館 ほか

※ 詳細は別紙のとおり

5. 実施体制

(1) 人員配置

市職員・コンサルで対応

(2) その他

- ・相談時間は1世帯（1人）30分程度とし、市報等による周知や相談開始時に説明する。
- ・相談日については地区割りをする。
- ・住宅ローン等の相談として、住宅金融支援機構へ派遣要請を行う。

移転事業の年間スケジュール

